

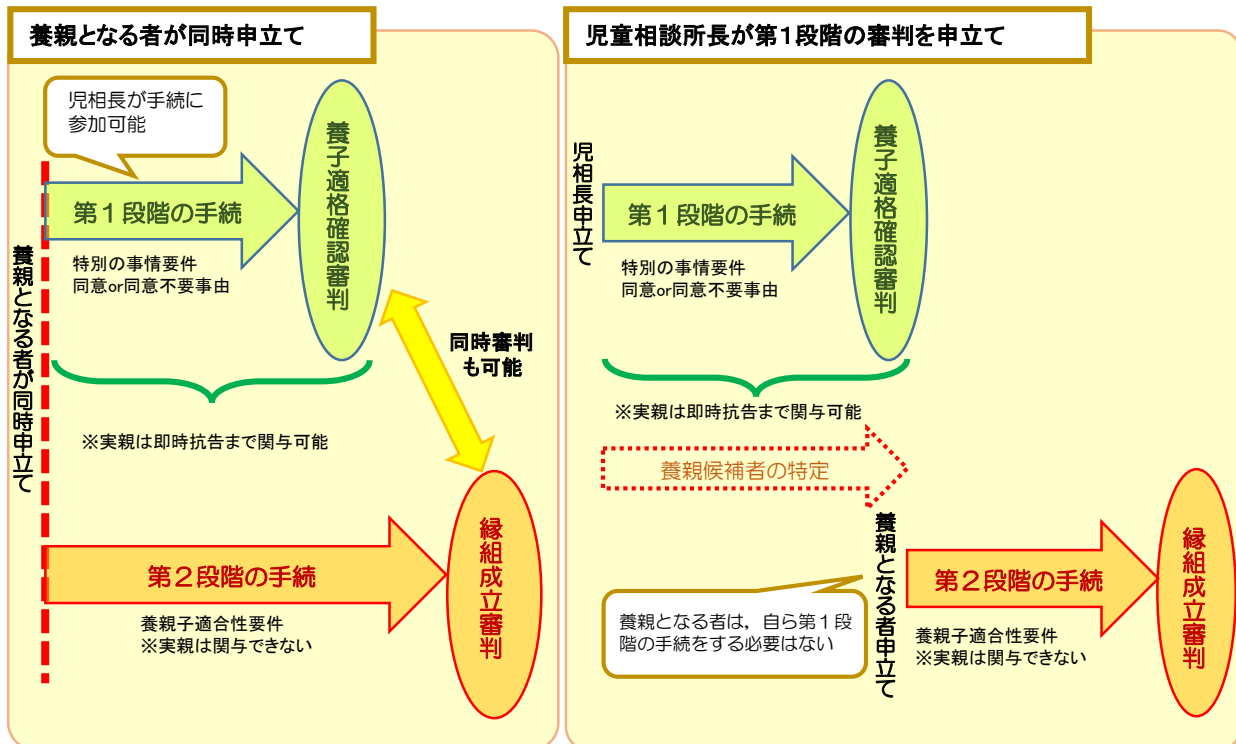
民法等の一部を改正する法律の概要

1 養子候補者の上限年齢の引上げ (民法の改正)

- (1) 審判申立時の上限年齢 (新民法 8 1 7 条の5 第1項前段・2項)
 原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に **15歳未満** であること。
 例外 ① 15歳に達する前から養親候補者が **引き続き養育**
 ② **やむを得ない事由** により 15歳までに申立てできず } **15歳以上** でも可
- (2) 審判確定時における上限年齢 (新民法 8 1 7 条の5 第1項後段)
審判確定時に 18歳に達している者は、縁組不可。
- (3) 養子候補者の同意 (新民法 8 1 7 条の5 第3項)
 養子候補者が審判時に **15歳に達している場合には、その者の同意が必要**

2 特別養子縁組の成立手続の見直し (家事事件手続法・児童福祉法の改正)

- ★ (1) 二段階手続の導入 (新家事事件手続法 164条・164条の2)
 特別養子縁組を以下の二段階の審判で成立させる。
 ① **実親の養育状況・実親の同意等を判断する審判 - 特別養子適格の確認の審判**
 ② **養親子のマッチングを判断する審判 - 特別養子縁組の成立の審判**
 ⇒ 養親候補者は、**第1段階の審判確定後に試験養育**をすることが可能
- (2) 同意の撤回制限 (新家事事件手続法 164条の2 第5項)
 ⇒ 実親が第1段階の審問期日等でした同意は、**2週間経過後は撤回不可**
- ★ (3) 児童相談所長の関与 (新児童福祉法 33条の6の2・33条の6の3)
 ⇒ **児童相談所長が第1段階の手続の申立人又は参加人**として主張・立証



※ 第2段階の審判が係属する裁判所は、第1段階の審判に拘束される。
 ※ 養子適格の確認は、第2段階の審判との関係では、その事件が係属する裁判所がその審判時にしたものとみなされる。